

18年12月13日

「道州制特区推進法」の成立に当たって

全国知事会長 麻生 渡

本日「道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律」、いわゆる「道州制特区推進法」が可決成立した。

道州制特区については、これまで全国知事会でも緊急アピールを出すなど、法案の早期成立を求めてきたところであり、可決成就是、多くの関係者の皆様がご尽力いただいた賜であると受け止めている。

特に、道州制が地方分権を推進するものとして明確に位置付けられたこと、閣議において決定する道州制特別区域基本方針について、特定広域団体が案を添えて変更を提案できるようにしたことなど、地方分権推進に向けてのステップになるものと考えている。

今後、更なる権限移譲や運用の改善等について、さらに国に対して働きかけてまいりたい。